

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年1月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブルームワールド岩沼

岩沼市藤浪二丁目205-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社上の組 代表取締役 上野恭司

岩沼市藤浪一丁目5番32号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

4 変更の年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和7年12月8日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び岩沼市役所

7 縦覧期間

令和8年1月27日から令和8年5月27日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

小売業者		住 所	備 考
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社アイリスプラザ	代表取締役 大山 晃弘	仙台市青葉区中央二丁目 1 番 7 号	
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄	北海道札幌市北区新琴似 七条一丁目 2 番 39 号	
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高 耕一路	福島県郡山市谷島町 5 番 42 号	

【変更後】

小売業者		住 所	備 考
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社アイリスプラザ	代表取締役 大山 晃弘	仙台市青葉区中央二丁目 1 番 7 号	
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄	北海道札幌市北区新琴似 七条一丁目 2 番 39 号	
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高 耕一路	福島県郡山市谷島町 5 番 42 号	
株式会社ツルハ	代表取締役社長 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	変更理由：出店 変更日：令和 7 年 1 1 月 2 8 日
株式会社大創産業	代表取締役社長 矢野靖二	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	変更理由：出店 変更日：令和 7 年 1 1 月 2 8 日